

## 国民年金保険料の 免除申請の受付を開始します ～7月1日から～

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除される制度があります。（※任意加入被保険者は対象になりません。）

国民年金の保険料免除制度には「申請免除」と「法定免除」の二つの種類があります。

### 申請免除

本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得に応じて受けられる免除制度です。下の表の通り4段階にわかれており、申請開始時期は毎年7月1日からです。また、30歳未満の方には本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」、学生の方には本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 法定免除

障害基礎年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などを対象とした免除制度です。受給が決定した時点で届出が必要となります。

免除制度	承認期間中に納める月額保険料	前年所得の審査対象者	申請できる年齢
全額免除	0円	・本人 ・配偶者 ・世帯主	20～60歳
4分の3免除 (4分の1納付)	3,760円		
半額免除 (2分1納付)	7,510円		
4分の1免除 (4分の3納付)	11,270円		

### 【申請免除手続きに必要なもの】

・年金手帳・印かん（本人が自署する場合は不要）  
・世帯外の人が代理で申請する場合は委任状・失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証（コピー可）等  
・他の市町村から転入された方は、前年の所得証明書（審査に必要なすべての方の分）

### 継続申請もできます

保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）の申請時に、翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望することで、翌年度以降は申請を行わなくても継続して申請があったものとして自動的に審査される制度です。  
継続申請を希望された方で、前年度に全額免除又は納付猶予が承認された方は、申請書を提出する必要はありません。免除の結果通知書が届くのをお待ちください。

※平成23年度の所得申告をされていない方は早めに所得申告を済ませてください。所得の審査ができないため決定が遅れたり、継続申請が取り消されたりする場合があります。

※平成23年1月2日以降に他市町村からうつるま市に転入された方で、前住地において継続申請を希望された方は、所得審査に時間を要します。早めの決定をご希望の場合は、前住の市町村から所得証明書を取り寄せ、改めてうつるま市に申請を出されることをおすすめします。

### 継続申請の承認を受けたが、納付を希望される方へ

継続申請取下申出をしないと納付書が送られません。また、全額免除ではなく一部免除を希望される場合も継続申請取下申出書の提出が必要です。年金係窓口でご相談ください。



## 夜間年金相談のご案内

— 本庁で実施します —

7月は水曜日を除く平日午後7時まで窓口事務を延長しています。

お仕事で日中の時間のとれない方、免除希望の方はご利用ください！

※年金相談を希望の方は、年金事務所へ年金記録の確認をあらかじめ行っておきますので、できるだけ事前にお電話でご予約ください。